

## 認定ポイント対象企業主催研修申請に関する要項

1. 慢性腎臓病関連の研修のうち、下記基準を満たした場合、認定ポイント対象企業主催研修として認める。

研修に対して認定番号を付与する運用であり、過去に認定を受けた研修を開催している企業であっても、研修毎の申請が必要である。

2. 認定基準

- 1) 営利企業が主催である
- 2) 営利のみを目的とした内容ではない (※1)
- 3) 慢性腎臓病の療養指導に関わる内容を主とする
- 4) 慢性腎臓病療養指導看護師 (CKDLN) にふさわしい水準を保っている
- 5) 参加資格に看護職が含まれる
- 6) 研修時間が 90 分以上である (※2)
- 7) 研修の参加者に対し、受講終了後に参加証が発行される (※3)

ただし、研修時間の 4/5 時間以上の参加を必要とする

### ※1

- ・特定の薬剤や機器等の宣伝のみを内容とする研修は、対象外となる。

### ※2

- ・特定の薬剤や機器等の宣伝の時間は、研修時間に含まない。
- ・挨拶等の時間は、研修時間に含まない。

### ※3

- ・参加証には、下記項目を記載すること。
- ・認定ポイント数は、日本腎不全看護学会ホームページ上の CKDLN ポイント一覧表を確認すること。
  - ・研修名
  - ・開催年月日
  - ・参加者氏名
  - ・承認認定番号 (JANN 認定第 20XX-C-XXX 号)
  - ・認定ポイント数
  - ・研修主催企業
  - ・研修主催企業の押印

3. 申請方法

- 1) 以下の書類を、日本腎不全看護学会事務局へメールで提出する。

- ・所定の申請書
- ・研修の概要 (研修の内容がわかるもの)

※研修案内のちらしやパンフレット等のいずれかに

「日本腎不全看護学会認定ポイント対象企業主催研修 (申請中)」と正しく記載する。

正しく記載されていない場合は承認できない可能性があります。

- 2) 審査料として 1,100 円 (税込) を納付する。

4. 申請期限

研修開催日の2ヶ月前までに申請する。

5. 審査方法

申請書類をもとに認定委員会にて審査を行い、審査結果について、代表理事または代表理事が指定する理事のいずれかの確認を受ける。

6. 審査結果の通知

日本腎不全看護学会事務局を通じて、申請者あてに審査結果を通知する。

7. 移行措置と認定番号

2024年3月31日をもって移行措置期間は終了し、2024年4月1日から研修毎の申請に変更となった。

2022年11月20日 施行

2023年7月29日 改定

2024年4月1日 改定

以上